

「米子市建築物等の適正な管理に関する条例」(仮称)(案)の概要について

令和2年11月
都市整備部建築相談課

I 条例に定める事項の概要

① 緊急安全措置の創設

建築物又はブロックや石積みの塀について、切迫した危険を直ちに排除することの必要性から、所有者による改善がされない場合、市が、緊急安全措置を行うことによって、所有者等へ適切な管理を促すとともに、市民の安全を確保することを目的とするものです。

② 建築物の附属しない塀の適正な管理及び指導の強化

建築物に附属しないブロックや石積みの塀が著しい劣化によって倒壊等周囲に危険を及ぼすことから、所有者による改善がされない場合、市が是正命令や行政代執行等の措置をとることによって指導を強化する制度の創設

なお、「建築物に附属しない塀」とは、空地などの建築物が存在していない土地に築造される塀をいいます。

II 条例の名称

条例の名称を「米子市建築物等の適正な管理に関する条例」とします。

III 主な制定内容

① 共通事項

ブロックや石積みの塀の所有者等に対し、適正に管理する義務規定を創設します。

② 建築物又はブロックや石積みの塀に対する緊急安全措置の創設

建築物又はブロックや石積みの塀の倒壊等による人の生命、身体又は財産に対する重大な危害を防ぐため緊急の必要があると認められる場合、当該危害の防止のため、所有者による改善がされない場合、市が、バリケードの設置や建材の固定など応急的な必要最小限の措置をとることを可能とする規定を設けます。

この場合において、当該措置に要した費用は、その所有者等に請求する規定も併せて創設します。

③ ブロックや石積みの塀の指導強化

建築基準法で指導の対象としていない、建築物に附属しないブロックや石積みの塀について、傾き、ひび割れ、ぐらつきなど劣化が著しく、保安上危険な状態であると認められる場合は、市が、所有者に、指導、勧告及び是正命令を行うこと、並びに所有者による改善がされない場合、行政代執行を行うことを可能とする規定を創設します。